

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱

平成18年11月28日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金の交付に関し、隠岐の島町補助金等交付規則（平成16年隠岐の島町規則第36号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内における大会・イベント等の誘致及び開催を促進し、観光誘客及び経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、町内で開催される大会・イベント等で、町外からの参加者の延べ宿泊数が20泊以上であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国高等学校総合体育大会
- (3) 日本スポーツマスターズ
- (4) 全国中学校体育大会
- (5) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (6) 隠岐の島町から他の補助金等の交付を受けるもの
- (7) 営利を目的とするもの
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- (10) 主たる参加者が町内居住者であるもの
- (11) その他町長が適当でないと認めるもの

(定義)

第3条の2 この要綱において大会・イベント等とは、会議、研修会、報奨旅行、

学会、展示会、スポーツイベント、文化イベント、合宿、その他これに類するものをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となるものは、営利を目的としない団体であり、かつ、事業実施及び経理が適正にできると町長が認めたものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の開催予定日の14日前までに、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第1号の1）
- (2) 宿泊予定者数一覧表（様式第1号の2）
- (3) 開催要項等、事業内容の分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条による交付の申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更、又は中止する場合には、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更である場合はこの限りでない。

- (1) 交付決定額を超過しない範囲における支出額の変動

(2) 変更後の計画の内容が当初の事業の目的や内容を大きく変更しないもの

(3) その他、補助金交付額に直接影響しない軽微な変更

2 町長は、前項の規定による変更又は中止の承認申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否を審査し、補助金の交付の決定内容を変更、又は中止すべきと認めたときは、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付変更(中止)承認通知書(様式第4号)により速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第5号の1)

(2) 宿泊確認書(様式第5号の2)

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(4) 事業を実施したことを証する写真等

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額の確定をし、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、隠岐

の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調製し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
--------	------

参加者宿泊費	延べ宿泊数20泊以上 1人1泊1,000円（限度額500,000円）
公営施設使用料	空調設備使用料を除いた全額
観光牛突き観覧料	入場料の1／2（限度額15,000円）
郷土芸能鑑賞料	1公演の1／2（限度額15,000円）
町内体験メニュー利用料	利用料の1／2（限度額15,000円）
公営観光施設入館料	入館料の1／2

備考

- 1 参加者宿泊費については、（一社）隠岐の島町観光協会加盟宿泊施設を利用した場合のみとする。
- 2 公営施設使用料については、当該補助事業の開催期間中に使用した場合のみ補助対象とする。
- 3 郷土芸能鑑賞料については、隠岐民謡、隠岐国分寺蓮華会舞、隠岐神楽、隠岐太鼓等の郷土芸能を鑑賞した場合のみ補助対象とする。
- 4 町内体験メニューについては、（一社）隠岐の島町観光協会又は隠岐観光協会が紹介するガイド・インストラクター等を伴う体験・アクティビティ等を利用した場合のみ補助対象とする。
- 5 それぞれの補助対象経費につき、小数点以下は切り捨てる。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

(申請者) ※個人にあつては、住所及び氏名を記入。

所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付申請書

下記のとおり、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金の交付を受けたいので、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円		
	内訳	参加者宿泊費 (町外参加者 1,000円/人泊)	施設使用料 そ の 他
2 事業名			
3 事業の目的			
4 事業の内容			
5 参加予定者数	人 【 うち島外参加者数 人 】		
6 開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
7 その他			

添付書類

- (1) 収支予算書(様式第1号の1)
- (2) 宿泊予定者数一覧表(様式第1号の2)
- (3) 開催要項等、事業内容が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第1号の1(第6条関係)

収 支 予 算 書

事 業 名 : _____

1. 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
補 助 金		隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金
計		

2. 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

注) 収入と支出の「計」が一致するように記載してください。

様式第1号の2(第6条関係)

宿 泊 予 定 者 数 一 覧 表

事 業 名 : _____

市 町 村 名	参 加 者 数 (人)	延 べ 宿 泊 数 (泊)	市 町 村 名	参 加 者 数 (人)	延 べ 宿 泊 数 (泊)
(記載例) 松江市	30	60			
計			計		

指令隠 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長

㊟

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで交付申請のあった「 」
については、下記のとおり交付を決定したので、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付
要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付の対象となる事業は、申請書のとおりです。
- 2 事業の補助金の額は次のとおりです。
但し、事業の内容が変更された場合には、別に通知するものとします。

交付決定額		円
(内訳)	参加者宿泊費	円
	公営施設使用料	円
	観光牛突き観覧料	円
	郷土芸能鑑賞料	円
	町内体験メニュー利用料	円
	公営観光施設入館料	円

- ※ 補助事業を変更(中止)する時は、変更(中止)承認申請書を提出して下さい。
ただし、交付要綱第8条に規定する軽微な変更の場合は、提出不要です。
- ※ 事業に係る実績報告は、事業完了後30日以内に、町長に報告して下さい。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

(申請者) ※個人にあつては、住所及び氏名を記入。

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付変更(中止)承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金について、次のとおり変更(中止)の承認を受けたいので、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 事業名			
2 変更(中止)の内容	助成項目	変更前	変更後
	参加者宿泊費	円	円
	施設使用料	円	円
	その他	円	円
	開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
3 変更(中止)の理由			
4 補助金交付申請額	変更前		変更後
	金 円	金 円	

【注意事項】次に掲げる軽微な変更の場合は、この申請書は不要です。

- (1) 交付決定額を超過しない範囲における支出額の変動
- (2) 変更後の計画の内容が当初の事業の目的や内容を大きく変更しないもの
- (3) その他、補助金交付額に直接影響しない軽微な変更

様式第3号の1(第8条関係)

変 更 収 支 予 算 書

事 業 名 : _____

1. 収入の部 (単位：円)

区 分	変更前予算額 (円)	変更後予算額 (円)	増 減 (円)	摘 要
補 助 金				隠岐の島町大会・イベント 等誘致・開催支援補助金
計				

2. 支出の部 (単位：円)

区 分	変更前予算額 (円)	変更後予算額 (円)	増 減 (円)	摘 要
計				

注) 収入と支出の「計」が一致するように記載してください。

様式第3号の2(第8条関係)

変更宿泊予定者数一覧表

事業名：

市町村名	参加者数 (人)	延べ宿泊数 (泊)	市町村名	参加者数 (人)	延べ宿泊数 (泊)
(記載例) 松江市	30	60			
計			計		

指令隠 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長 ㊟

隠岐の島町コンベンション開催支援補助金交付変更(中止)承認通知書

年 月 日 付けで申請のあった「」
の変更(中止)については、審査の結果適正と認めたので、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援
補助金交付要綱第8条2項の規定により通知します。

- 1 交付の対象となる事業は、変更(中止)承認申請書及び添付書類のとおりです。
 - 2 事業の補助金の額は次のとおりです。
- ただし、事業の内容が変更された場合には、別に通知するものとします。

交付決定額	円
(内訳) 参加者宿泊費	円
公営施設使用料	円
観光牛突き観覧料	円
郷土芸能鑑賞料	円
町内体験メニュー利用料	円
公営観光施設入館料	円

- ※ 隠岐の島町補助金等交付規則(平成 16 年隠岐の島町規則第 36 号)に従って下さい。
- ※ 当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、
補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管して下さい。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

(申請者) ※個人にあつては、住所及び氏名を記入。

所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金について、補助事業を完了したので、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 金 円

内訳	参加者宿泊費 (町外参加者 1,000円/人泊)	円	施設使用料	円
			そ の 他	円

2 事 業 名

3 添 付 書 類

- (1) 収支決算書(様式第5号の1)
- (2) 宿泊確認書(様式第5号の2)
- (3) 補助対象経費の領収書(写)
- (4) 事業を実施したことを証する写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第5号の1(第9条関係)

収 支 決 算 書

事 業 名 : _____

1. 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差引増減額 (円)	摘 要
補 助 金				隠岐の島町大会・イベント 等誘致・開催支援補助金
計				

2. 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差引増減額 (円)	摘 要
計				

注) 収入と支出の「計」が一致するように記載してください。

様式第5号の2(第9条関係)

宿 泊 確 認 書

年 月 日

事業名

事業主催者

様

(宿泊施設名)

所在地

名 称

代表者氏名



「事業名_____」参加者の宿泊数を下記のとおり報告いたします。

市 町 村 名	宿 泊 日 / 宿 泊 人 員		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
合 計	名	名	名

注) 宿泊者名簿と領収書がある場合は、この報告書は不要です。

様式第 6 号（第 10 条関係）

指令隠 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長 ⑩

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金確定通知書

年 月 日 付けで実績報告のあった「 」
については、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記
のとおりその額を確定したので、通知します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 補助金の額 金 円

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

(申請者) ※個人にあつては、住所及び氏名を記入。

所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付(概算払)請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定(確定)のあつた隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金を、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事 業 名	
交付決定(確定)額	円
請 求 額	円

【振込先】

金 融 機 関 名	
預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	(フリガナ)

様式第 8 号（第 13 条関係）

指令隠 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長 ⑨

隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金返還命令書

年 月 日 付け 指令 第 号 で補助金の額の確定をした隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金について、隠岐の島町大会・イベント等誘致・開催支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

事業名			
返還を命ずる金額			円
返還を命ずる理由			
返還期限	年 月 日		
補助金の交付の内容	補助金の額の 確定年月日	年 月 日	
	交付年月日	年 月 日	
	交付額	円	